

資 料

出典：厚生労働省
こども家庭庁

経済財政運営と改革の基本方針2024

経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

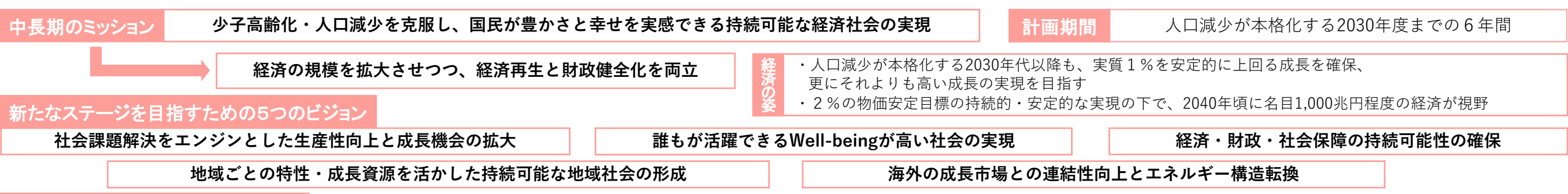
第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

- ・デフレから完全脱却、成長型経済を実現させる千載一遇のチャンス。
- ・二度とデフレに戻らせることなく、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていく。
- ・「賃上げを起点とした所得と生産性の向上」が移行のカギ。
- ・本年、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現。来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着。

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

<h3>1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」</h3> <p>(1) 賃上げの促進</p> <ul style="list-style-type: none">・最低賃金について、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標のより早期の達成・非正規の正規転換、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用、被用者保険の適用拡大、男女間賃金格差是正等・公的サービスである医療・福祉分野等における賃上げ・建設業、トラック運送業等の賃上げ、労務費の基準及び標準的運賃の活用、農林水産業・食品産業での合理的な価格形成、新たな法制度等 <p>(2) 三位一体の労働市場改革</p> <ul style="list-style-type: none">・全世代のり・スキリング（教育訓練給付の拡充、団体等検定の活用等）・ジョブ型人事（職務給）導入のための指針作成・成長分野への労働移動を円滑化する、求人・求職・キャリアアップに関する情報の整備・集約、各種情報を可視化するプラットフォームの整備・労働市場改革を進めるための国民会議の開催の検討等 <p>(3) 価格転嫁対策</p> <ul style="list-style-type: none">・サプライチェーン全体での「構造的な価格転嫁」の実現（独禁法等の執行強化、下請法改正の検討、約束手形廃止に向けた工程の検討等）・「労務費指針」の周知徹底、交渉用フォーマットの業種の特性に応じた展開・活用・官公需の期中の契約変更等への対応のための予算確保、最低制限価格制度等の適切な活用	<h3>2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化</h3> <p>(1) 人手不足への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・カタログ型の省力化投資支援・人手不足感が高い業種（運輸・宿泊・飲食等）における自動化技術の利用拡大のための自主行動計画の策定、リスクリング・人手不足の資格職等での「分業」の推進・大企業による中堅・中小企業との協働の奨励、新技術・商品の共同開発、副業・兼業を通じた人材派遣等 <p>(2) 中堅・中小企業の稼ぐ力</p> <ul style="list-style-type: none">・金融支援のコロナ禍以前の支援水準への回帰、経営改善・再生・再チャレンジの支援への重点化、エクイティも活用した成長支援・事業承継及びM&Aの環境整備（事業承継税制の役員就任要件見直しの検討、第三者承継の促進策の検討、仲介手数料体系の開示、PMIの促進、地域金融機関による支援促進等）・地域経済を牽引する中堅企業、成長を目指す中小企業等の設備投資、M&A・グループ化等の促進 <p>(3) 輸出・海外展開</p> <ul style="list-style-type: none">・「新規輸出1万者支援プログラム」登録者の輸出実現と海外事業の拡大に向けた支援充実・地域商社等による中堅・中小企業の販路開拓の促進等	<h3>3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応</h3> <p>(1) DX</p> <ul style="list-style-type: none">・公的基礎情報のデータベースの整備・利用促進・G空間情報の整備・利用拡大と社会実装に向けた、準天頂衛星等の更なる整備や衛星データ利活用・DFFTの推進、AIの競争力強化と安全性確保の一体的推進・次世代半導体量産等に向けた必要な法制上の措置を検討・デジタル・ガバメント/医療・介護・こどもDX/教育DX/交通・物流DX/防災DX/観光DXの推進 <p>(2) GX・エネルギー安全保障</p> <ul style="list-style-type: none">・2024年度中を目標に「GX国家戦略」の策定、「エネルギー基本計画」等の改定・省エネ支援の推進、再エネの導入拡大、原子力の活用、低炭素水素等の社会実装・成長志向型カーボンプライシング構想の実現・実行等・AZEC構想の実現と国産海洋資源の技術開発 <p>(3) フロンティアの開拓</p> <ul style="list-style-type: none">・宇宙技術戦略に基づく取組の推進、宇宙戦略基金による支援、宇宙活動法の改正に向けた検討等・海洋開発等重点戦略に基づく取組推進、「海しるビジネスプラットフォーム」の構築、海洋政策の司令塔機能の抜本的な強化 <p>(4) 科学技術の振興・イノベーションの促進</p> <ul style="list-style-type: none">・フュージョンエネルギー、量子、AI、バイオ、マテリアル、半導体、6G、健康・医療等の分野における研究開発等の推進等 <p>(5) 資産運用立国</p> <ul style="list-style-type: none">・アセットオーナー・プリンシプルの策定・国家戦略特区を活用した金融・資産運用特区の推進・iDeCoの拠出限度額等の上限引上げの検討等	<h3>4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応</h3> <p>(1) スタートアップの支援・ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none">・スタートアップ人材の育成、アントレプレナーシップ教育の充実・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の具体化・公共調達を通じたスタートアップ支援、行政とスタートアップのマッチング機会の拡充・出口の多様化に向けたM&Aの活性化、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出 <p>(2) 海外活力の取り込み</p> <ul style="list-style-type: none">・自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化・貿易DX、日本企業の海外展開促進、2030年を見据えたインフラ海外展開戦略の見直し、グローバル・サウスとの面的な連結性の向上・2030年までの対日直接投資残高100兆円という目標の早期実現に向けた優先プログラム等の推進・「UHCナレッジハブ」設置、医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開、ワクチンアライアンスへの貢献等・コンテンツ産業の海外展開支援（クリエイター育成、ロケ撮影誘致、取引適正化指針作成等）・外国人材の受入れ体制の整備 <p>(3) 大阪・関西万博の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・2025年の開催に向けた参加国等の確保、会場建設、社会課題の解決につながる技術の実証・実装・発信、全国的な機運醸成
<h3>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応</h3> <p>(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開</p> <ul style="list-style-type: none">・「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえた新展開（人口減少、東京一極集中等の課題への対応）・デジタルの力を活用した地方創生の加速・地域社会のニーズに合わせた先端技術の社会実装等に取組むモデル地域の創出 <p>(2) デジタル行財政改革</p> <ul style="list-style-type: none">・「デジタル行財政改革取りまとめ2024」に基づく取組の実行 <p>(3) 地方活性化及び交流の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・持続可能な国土形成と交通の「リ・デザイン」（コンパクトなまちづくり、地域交通、整備新幹線、リニア中央新幹線、物流・人流ネットワークの機能強化等）・個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大（二地域居住・多拠点生活推進等）・持続可能な観光立国の実現（インバウンド誘客、高付加価値な観光地づくり、オーバーツーリズム対策等） <p>(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障</p> <ul style="list-style-type: none">・基本法改正を受け、初動5年で集中的な構造転換・食料安全保障の強化、農林水産物・食品の輸出促進	<h3>6. 幸せを実感できる包摂社会の実現</h3> <p>(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・独居高齢者等に対する対応、認知症施策の推進・孤独・孤立対策・就職氷河期世代の支援（中高年層向けの就労支援と就労に向けたり・スキリングを含む幅広い社会参加支援）・女性版骨太の方針2024に基づく、女性の採用・育成・登用、女性の健康への支援 <p>(2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none">・偽広告の詐欺に対する抑止・対処能力の強化・信頼性の高い機能性表示食品制度の構築、カスタマーハラスメント対策、花粉症対策、クマ被害対策等・心豊かで多様性と活力ある文化芸術立国の実現・スポーツを通じた地方創生、経済成長、健康増進等による社会の活性化	<h3>7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応</h3> <p>(1) 外交・安全保障</p> <ul style="list-style-type: none">・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた各国との協力連携・グローバル・サウスへの関与の強化、ウクライナ及び周辺国への強力な支援・ODAを触媒とする民間資金動員を含む様々な形でのODA拡充、OSAの戦略的な推進・強化・「ヒロシマ・アクション・プラン」の実施、日朝平壤宣言に基づく、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決等・国家安全保障戦略等に基づく防衛力の抜本的強化、力強く持続可能な防衛産業の構築等・新設される統合作戦司令部の下、平時から有事までシームレスに対応できる体制の構築・武力攻撃を想定したシェルター確保の推進等・サイバーセキュリティの強化、能動的サイバー防御の実施に向けた法案の早期提出等 <p>(2) 経済安全保障</p> <ul style="list-style-type: none">・国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーンの構築・安全・安心に関するシンクタンクの設立準備・重要経済安保情報保護活用法の施行準備・国家安全保障局を司令塔とする推進体制の強化	<h3>8. 防災・減災及び国土強靱化の推進</h3> <p>(1) 防災・減災及び国土強靱化</p> <ul style="list-style-type: none">・「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を推進・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組の推進・「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に着手・交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化・次期静止気象衛星等を活用した防災気象情報の高度化・船舶活用医療等の推進、家計向け地震保険への加入促進、消防・防災DX、火山対策等 <p>(2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none">・東日本大震災からの復旧・復興（第2期復興・創生期間での復興事業の役割全う、ALPS処理水処分についての安全性確保と風評対策・なりわい継続支援、福島イノベーション・コースト構想の推進等）・能登半島地震からの復旧・復興等（生活・生業の再建、インフラ等の復旧、復興基金における取組の支援、奥能登版デジタルライフラインの整備への支援等）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～



中期的な経済財政の枠組み		
基本的考え方 <ul style="list-style-type: none">・経済あつての財政との考えの下、生産性向上、労働参加拡大、出生率向上を通じて潜在成長率を高める・官民挙げて積極果敢な国内投資を行い、企業部門の投資超過へのシフトを促す・経済・財政・社会保障を一体として相互に連携させながら改革・賃金や調達価格の上昇を適切に反映しつつ、新技術の社会実装やDX、公的サービスの広域化・共同化や産業化を推進・歳出構造を平時に戻すとともに、成長と分配の好循環を拡大	財政健全化目標 <ul style="list-style-type: none">・財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組む・今後の金利のある世界において、国際金融市場の動向にも留意・2025年度の国・地方PB黒字化を目指すとともに計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進・経済あつての財政であり、現行の目標年度を含む上記目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない	予算編成 <ul style="list-style-type: none">・これまでの歳出改革努力を継続（2025～27年度）<ul style="list-style-type: none">- 日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において具体的に検討・重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない・機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引上げに取り組む

主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築 <ul style="list-style-type: none">・医療・介護サービスの提供体制等<ul style="list-style-type: none">- 国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進- 地域医療構想の在り方等(法制上の措置を含めて検討、本年末までに結論)- 医師の偏在是正(総合的な対策のパッケージを本年末までに策定)- 医学部定員の適正化(2027年度以降の定員適正化の検討を速やかに実施)・医療・介護保険等の改革<ul style="list-style-type: none">- 各種医療保険制度における総合的な検討(関連法案の提出含む)- 介護保険制度について、2割負担となる「一定以上所得」の判断基準の見直し等を第10期介護保険事業計画期間の開始前までに検討し、結論を得る	<ul style="list-style-type: none">・予防・重症化予防・健康づくりの推進<ul style="list-style-type: none">- 第3期データヘルス計画に基づき保険者と事業主の連携(コラボヘルス)を深化- ウエアラブルデバイスに記録されるライフログデータを含むPHRの活用、民間団体による健康づくりサービスの「質の見える化」を推進・創薬力の強化等ヘルスケアの推進<ul style="list-style-type: none">- 創薬エコシステムの再編成、研究基盤強化による創薬力の抜本的強化- イノベーションの推進や現役世代等の保険料負担に配慮する観点から費用対効果評価の更なる活用の在り方について、医薬品の革新性の適切な評価も含め検討- 2025年薬価改定に関しては、イノベーションの推進、安定供給確保の必要性、物価上昇など取り巻く環境の変化を踏まえ、国民皆保険の持続可能性を考慮しながら、在り方について検討- 後発医薬品の安定供給に係る法的枠組みを整備	<ul style="list-style-type: none">・働き方に中立的な年金制度の構築等<ul style="list-style-type: none">- 今夏の財政検証の結果を踏まえ、本年末までに制度改正についての道筋をつける・社会保障・少子化をめぐる中長期課題への対応<ul style="list-style-type: none">- 縦割りを超えた政策連携の下、アジャイル型で先進技術・データを実装しながら政策を実証(全世代型健康診断によるプロアクティブケアの推進等)、包括的で地域の実情に応じた効果ある支援も実施- 更なる健康へのインセンティブ、働き方に中立な社会保障制度確立や働き方改革などを一体で推進する政策パッケージを策定、年齢・性別にかかわらず生涯活躍できる環境整備を推進- 中長期的な社会保障システムの安定化と安心の確保を図る構造改革の在り方について研究
--	---	--

(2) 少子化対策・こども政策 <ul style="list-style-type: none">・加速化プランに盛り込まれた施策の着実な実施<ul style="list-style-type: none">- 経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯対象の支援拡充等、子ども・子育て支援金制度導入に向けた環境整備等・こども大綱の推進<ul style="list-style-type: none">- 全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支える/プレコンセプションケアの推進- 困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援、ひとり親支援・数値目標を含めた指標を活用したPDCA推進などEBPMの確実な実行	(3) 公教育の再生・研究活動の推進 <ul style="list-style-type: none">・令和型の質の高い公教育の再生<ul style="list-style-type: none">- 質の高い教師の確保・育成に向けた働き方改革の更なる加速化、処遇改善(2025年通常国会へ給特法改正案提出等)、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進- チーム学校としての豊かな学びの実現に向けた体制・環境整備等- 高等教育や高校教育の質向上と経済的負担軽減の推進・基礎研究力の抜本的強化に向けた研究の質を高める仕組みの構築
---	--

(4) 戦略的な社会資本整備 <ul style="list-style-type: none">・広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開の推進、自立した地域経営主体の育成、広域的な都市圏のコンパクト化、インフラ老朽化対策・インフラDXの加速(インフラデータの分野横断的な整備・オープン化や行政手続のオンライン化等の推進)・中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進・PPP/PFIの推進・持続可能な土地及び水資源の利用・管理	(5) 地方行財政基盤の強化 <ul style="list-style-type: none">・地域経済の活性化や新たな雇用の場の創出、防災・減災の取組強化、地域ごとに異なる将来の人口動態を踏まえた広域的な行政サービス提供やデジタル技術の徹底実装によるDXを推進・交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保・複数団体による広域的な公共施設の集約化や共同利用等の取組を強化・自治体DXについて、フロントヤード改革とバックヤード改革を一体的に推進
--	---

改革推進のためのEBPM強化
・多年度にわたる重要政策・計画を選定し、関係府省庁が予算要求段階からエビデンス整備の方針を策定、次年度の骨太方針策定前に進捗状況を報告。翌年度以降の予算編成に反映する方策の検討

第4章 当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方

令和5年11月の総合経済対策及び令和5年度補正予算、令和6年度予算及び関連施策を迅速かつ着実に執行。本方針における中長期的な経済財政の枠組みに沿った令和7年度予算の編成。

こども大綱

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

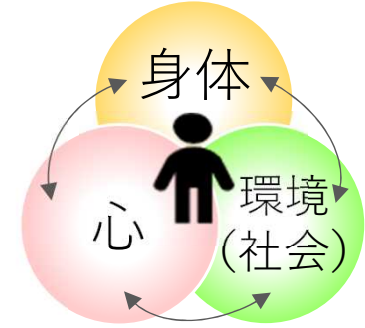
✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

「こどもまんなか実行計画2024」における「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策 ポイント

「こどもまんなか実行計画2024」の施策のうち、「はじめの100か月」の育ちに関する主な取組をとりまとめ、「はじめの100か月の育ちビジョン」の趣旨を反映。

課題	対応の方向性と主な施策	目指す姿 全てのこどもの「はじめの100か月」から 生涯のウェルビーイング向上を実現
<p>① 全てのこどもの権利と尊厳が守られていない。 (例：児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳等)</p>	<p>こどもの権利と尊厳を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会全体にこどもの権利等を普及啓発。 (「はじめの100か月の育ちビジョン」の広報など) ✓ 児童虐待の未然防止や対応を強化。 (こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化など) 	
<p>② こどもが様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右。 (例：0～2歳の約6割は就園していない+少子化の影響等)</p>	<p>「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 未就園児を含めた全ての乳幼児に対し、「アタッチメント(愛着)」の形成や、豊かな「遊びと体験」の機会等を充実。 (「こども誰でも通園制度」の創設など) ✓ 「アタッチメント(愛着)」や「遊びと体験」が成長に与える影響等に関する科学的知見を調査・普及。 (「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の実施など) 	
<p>③ こどもを取り巻く環境が大きく変わる時に育ちの切れ目が発生。 (例：家庭・園・関係機関・地域などの関係者間や、誕生・就園・就学前後の切れ目等)</p>	<p>「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊娠から出産・子育てまで切れ目ない伴走型の相談支援や、幼児期から学童期への切れ目ない育ちの保障を推進。 (出産・子育て応援交付金事業や、放課後児童対策の推進など) ✓ 地域において、療育・保育などこどもの育ちについての関係機関の連携を強化。(児童発達支援センターの機能強化など) 	
<p>④ こどもに最も近い存在の保護者・養育者が地域で孤立。 (例：地縁・血縁の希薄化など、子育ての環境が大きく変化等)</p>	<p>保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全ての妊産婦や子育て世帯に必要な支援を届ける。 (産前産後の支援や乳幼児健診等の母子保健施策の推進など) ✓ 保護者等の相談・交流・育ち合いや学びの機会を確保。 (地域子育て支援拠点事業や、家庭教育支援の推進など) 	
<p>⑤ 社会全体でこどもの育ちを支える気運を醸成できていない。 (例：子育て当事者だけでなく全ての人がかこどもの育ちに影響を与え得るが、その認識を共有できていない等)</p>	<p>こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ こどもや子育てに優しい社会に向けた気運を醸成するための取組を推進。(「こどもまんなかアクション」や「健やか親子21」と連携した「はじめの100か月の育ちビジョン」の広報など) ✓ 高齢者や小中高生など、地域で乳幼児の育ちを支える人材の裾野を拡大。(地域コーディネーターの養成や、乳幼児触れ合い体験の推進など) 	

※はじめの100か月：母親の妊娠期から小学校1年生までの重要な時期が概ね100か月であることに着目したキーワード。
※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な面で幸せな状態。

令和5年12月に閣議決定された「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえ、5つのビジョンを実現するための施策を総合的に推進。

ビジョン①：こどもの権利と尊厳を守る

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発

ビジョンに基づき、こどもの権利と尊厳を守ることを含め、乳幼児の育ちを支援・応援する行動の輪を広げるため、ビジョンを踏まえた具体的な実践例を交えた広報動画・パンフレット等を作成・周知し、こども・若者や保護者・養育者、こどもに関わる専門職など、社会全体へわかりやすく普及啓発を図る。

✓児童虐待防止等の推進

児童虐待の未然防止や虐待への対応強化等により、こどもの権利と尊厳を守るため、こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化を含めた児童虐待防止対策の強化等を図る。

ビジョン③：「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

✓出産・子育て応援交付金事業の推進

妊娠から出産・子育てまで一貫した、切れ目ない「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に行い、子育て当事者である各利用者に応じたわかりやすい情報提供等を行うことで、保護者等のウェルビーイングと成長を支援・応援する。

✓「幼保小の架け橋プログラム」の推進

各自治体の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施・改善等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。

✓放課後児童対策の推進

「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障するため、放課後児童クラブの受け皿整備など、関係省庁で連携して放課後児童対策を推進する。

✓乳幼児触れ合い体験の推進

「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用し、教育・福祉部局の連携の下、若い世代が乳幼児や子育てで家庭と触れ合う機会を増やすことで、育ちを支えられてきた者が次代のこどもを支える循環づくりを図る。

✓地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進

障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援の充実を図るために必要な支援を行う。

ビジョン②：「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

ビジョンに基づき、地域の多様な場に根差して、乳幼児・保護者と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う地域コーディネーターを養成する取組を進める。

✓「はじめての100か月」の育ちに関する調査研究

「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」など、多角的な視点から、乳幼児の育ちに関する科学的知見の充実・蓄積・普及に向けて、調査研究を行う。

✓「こども誰でも通園制度」の創設

「こども誰でも通園制度」を新たに創設することで、心身の状況や置かれた環境に関わらず、ひとしく全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を保障するとともに、保護者等の孤立感・不安感の解消や、育児負担の軽減、親としての成長等を、各家庭の状況等に応じて切れ目なく図る。

✓親子関係形成支援事業の推進

支援が必要なこどもと保護者等に対し、状況に応じて、親子の適切な関係構築に向けた支援を実施する。

✓保育士等の配置基準や処遇の改善

保育士等の配置基準や処遇の改善など、保育者が誇りを持って働くことのできる体制整備を進めることで、乳幼児の育ちにとって重要な役割を持つ専門職を支える。

ビジョン④：保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

✓母子保健施策の総合的な推進

産前産後の支援や乳幼児健診の推進など、妊産婦や子育て世帯を支える母子保健分野の諸施策を総合的に推進する。

✓地域におけるこども・子育て支援の推進

保護者等の相談や交流、育ち合いの場の確保のため、地域子育て支援拠点事業等を推進するとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備等によって、子育て世帯に必要な支援につなげる。また、ファミリー・サポート・センター事業等を通じた地域における育児の相互援助や、家庭教育支援等を進める。

✓共働き・共育での推進

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するなど、保護者等の労働環境の整備を含めた対応を進めることで、こどもと過ごす時間の確保を図る。

✓「こども誰でも通園制度」の創設【再掲】

✓出産・子育て応援交付金事業の推進【再掲】

ビジョン⑤：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

✓「こどもまんなかアクション」と連携した広報

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもまんなかアクション」と連携し、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動を促す広報を行う。

✓「健やか親子21」と連携した広報

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する普及啓発と連携し、ビジョンを踏まえた基本的な考え方を広める広報を行う。

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成【再掲】

✓乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】

こどもの居場所づくりに関する指針

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

— こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

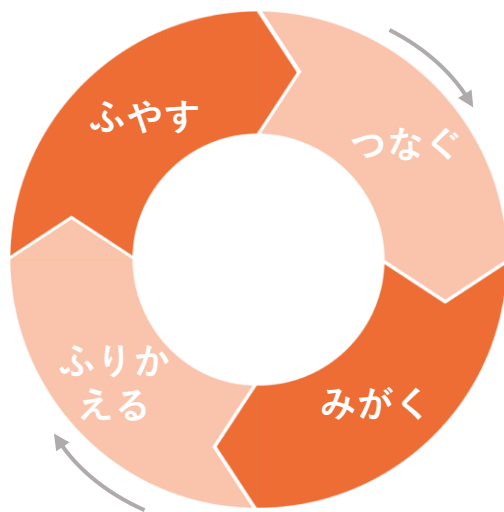
② こどもの権利の擁護

— こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

— 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う。**

こどもまんなか実行計画2024

実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、**幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン**。
 - こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、**387*の項目を提示**。

※再掲を含む

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

- 今後、**こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映**。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - **新規・拡充施策を中心に具体的な工程表を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標（75指標）に加え施策の進捗状況を把握するための288*の指標を提示**。

※再掲を含む

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約*に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等
- (2) 学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
- (3) 青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

こどもまんなか実行計画2024（概要）③

3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- (4) ひとり親家庭への支援
親子交流・養育費の確保 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・EBPM
- ・人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ・手続き・事務負担の軽減
- ・意識改革 等

3 施策の推進体制等

- ・自治体こども計画の策定促進
- ・安定的な財源の確保 等

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
 - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
 - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
 - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]
・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設**
・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が** (◎)
可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

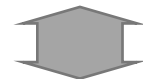
3. 共働き・共育ての推進

○ **出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)**
・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎)
[令和7年4月]

○ **育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付)** (◎)
・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあわせて徴収
 - ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

- **こども・子育て政策の見える化の推進**
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）（参考資料）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化

1.7兆円

全てのこども・子育て世帯を
対象とする支援の拡充

1.3兆円

共働き・共育での推進

0.6兆円

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

既定予算の最大限の活用等

1.5兆円

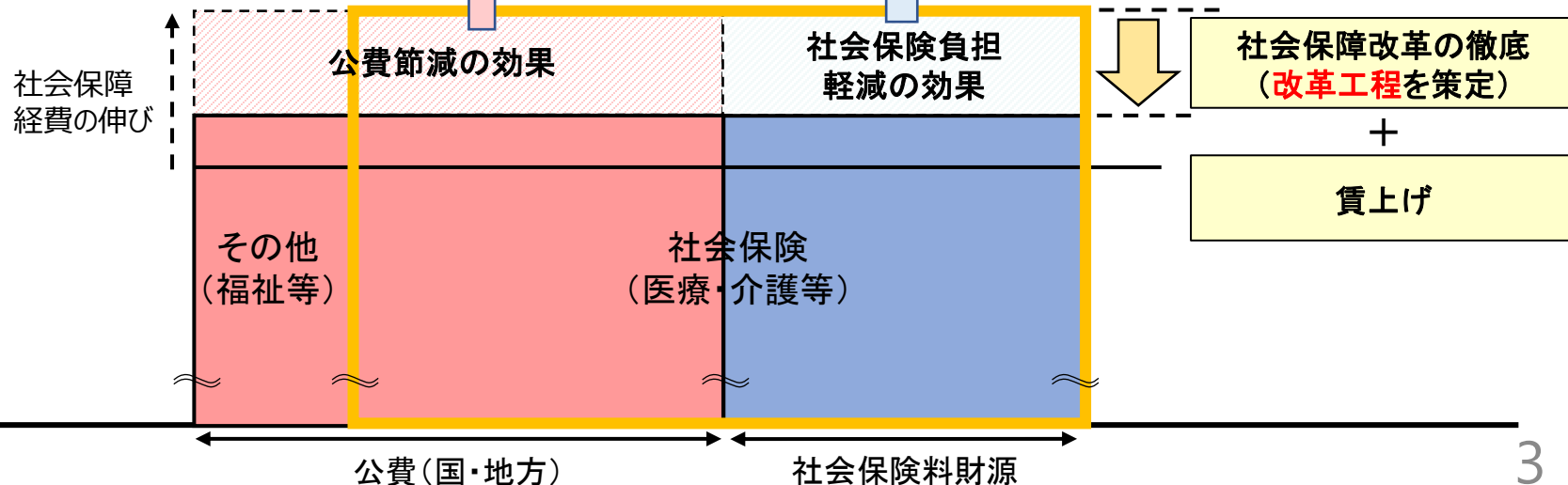
歳出改革の徹底等

1.1兆円

1.0兆円

予算を通じて支出

社会保険制度を通じて拠出する
仕組みを創設（支援金制度）



1 (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

児童手当の抜本的拡充

【児童手当法】

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化する等の観点から、所要の改正を行う。

① 支給要件にかかる**所得制限の撤廃・一定所得以上の者に対する特例給付の廃止**（全員本則給付とする）

② 支給期間を18歳年度末（**高校生年代**）までとする

③ **多子加算の拡大**

- ・ 多子加算の適用範囲を拡大（3歳以上小学校修了前まで→0歳から18歳年度末まで）
- ・ 現行受給者の額を増額（1.5→**3万円**）
- ・ **新たに多子加算を受けられる受給者を規定**（※）

※18歳年度末以降～**22歳年度末**までの子について、**監護に相当する世話等**をし生計費を負担している受給者にかかる支給額を規定（いわゆる子のカウント方法の見直し）

④ **支払月**を年3回（2月、6月、10月）から**年6回**（偶数月）に見直し

⑤ 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、**財源の一つとして子ども・子育て支援納付金を位置づけ財源構成割合を見直し**

（見直し後）

	被用者		非被用者			公務員
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10

※支援納付金の収納が満年度化するまでの間（令和6～10年度）の財源構成として、子ども・子育て支援特例公債等を規定（経過措置）。

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



【実施主体】市町村（こども家庭センター）
（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可）

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠しているこどもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。

この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

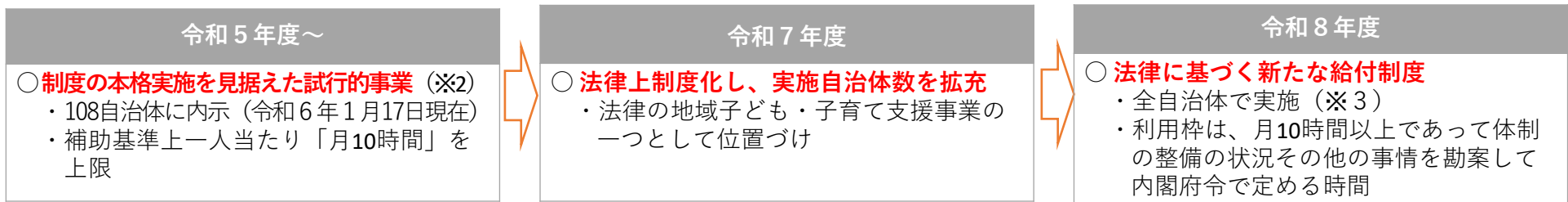
1 (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充①

こども誰でも通園制度の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法等】

- 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「乳児等のための支援給付」を創設**する。
- **利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども**（※1）とし、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能**。
（※1）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源の一つとして**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

【本格実施に向けたスケジュール】



（※2）補正予算で前倒しし、令和5年度中の開始も可能となるよう支援

（※3）令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で**定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

産後ケア事業（※4）の提供体制の整備

【子ども・子育て支援法】（※4） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
 - ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要**。
 - ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要**。
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備（※5）を進める**。

国 : **基本指針**を定める

市町村 : 基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める**。

都道府県 : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める**。

（※5）母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされている。（令和4年度時点で1,462（約84%）の市区町村で実施）

1 (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充②

経営情報の継続的な見える化の実現 【子ども・子育て支援法】

更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要であることを踏まえて、以下の措置を講ずる。

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
 - ・ **施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
 - ・ **毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告・届出を求める。
- 都道府県知事には、上記の設置者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・ **職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要**な情報を**個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
 - ※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・ **経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の種類、経営主体の種類、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）

子ども・子育て拠出金にかかる見直し 【子ども・子育て支援法】

既定予算の最大限の活用の観点から、0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告の引き上げに伴う所要額の半分を事業主拠出金から充当することとしたことに伴い、必要な規定の整備を行う。

- **事業主拠出金を0～2歳児の保育の運営費に充当できる上限割合の引き上げ（1/5→11/50）**を行う。
- 企業が賃上げ努力を行う中で、将来に向けた**拠出金負担の予見可能性を高めるための拠出金率の法定上限の引き下げ（0.45%→0.40%）**を行う。

児童扶養手当の第3子以降加算額の引き上げ

【児童扶養手当法】

- 生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、**令和6年11月分の手当から、第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる**（令和6年度額で6,450円→10,750円（全部支給の場合））。
- ※ あわせて、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げる（政令事項）

ヤングケアラーに対する支援の強化

【子ども・若者育成支援推進法】

- **ヤングケアラー**（※）を国・地方公共団体等が**支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記**。
- ※ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応

【令和元年子ども・子育て支援法一部改正法】

- 令和6年9月末までの5年間、基準を満たさずとも無償化対象とする経過措置に代えて、**令和6年10月～11年度末までの間、基準を満たさない施設のうち、設備基準など基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケース（外国人児童の多い施設、夜間保育所など）を無償化対象とする新たな経過措置を設ける**。

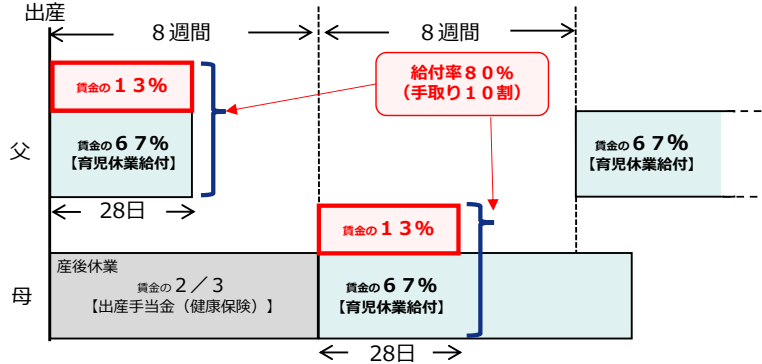
1 (3) 共働き・共育ての推進

出生後休業支援給付の創設 【雇用保険法等】

- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合に、被保険者の休業期間について、28日間を限度に、休業開始前賃金の13%相当額を支給する「出生後休業支援給付」を創設する。

※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに支給する。

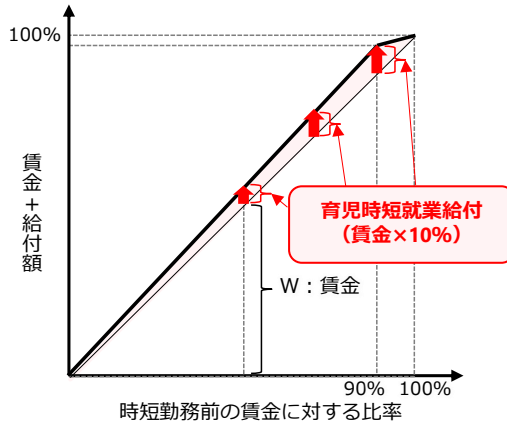
<給付イメージ>



育児時短就業給付の創設 【雇用保険法等】

- 被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する「育児時短就業給付」を創設する。

<給付イメージ>



国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の創設

【国民年金法】

- 自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。

※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

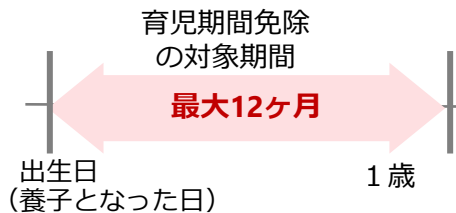
対象期間や要件等

- ・ 子を養育する国民年金第1号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
- ・ 育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

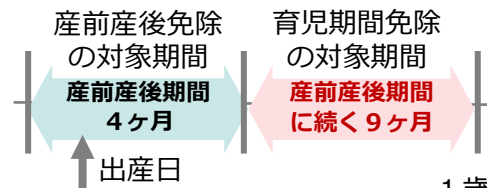
対象となる免除期間の考え方

- ・ 原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- ・ 育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。

<実父や養子を養育する父母の場合>



<実母の場合>



- これら3つの給付等につき、子ども・子育て支援法上の給付とも位置づけた上で、財源として子ども・子育て支援納付金を充てる。

2 子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、**年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設する。**

【特別会計に関する法律】

① **子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。**

② 子ども・子育て支援特別会計を「**子ども・子育て支援勘定**」及び「**育児休業等給付勘定**」に区分し、**子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理**する。※主な歳入・歳出は右図のとおり。

③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった**特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう**、子ども・子育て支援勘定に「**積立金（事業主拠出金）**」及び「**子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）**」、育児休業等給付勘定に「**育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）**」を置き、**分別管理**する。

※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

子ども・子育て支援特別会計

（主所管：内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省共管）

【子ども・子育て支援勘定】

【育児休業等給付勘定】

<歳出>

<歳入>

<歳出>

<歳入>

<ul style="list-style-type: none"> 児童手当交付金 子どものための教育・保育給付交付金 妊婦のための支援給付交付金 子ども・子育て支援交付金 乳児等のための支援給付交付金 <p>等</p>	<p>一般会計からの繰入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業給付費 出生後休業支援給付費 育児時短就業給付費 <p>等</p>	<p>一般会計からの繰入</p>
<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援納付金 ※子ども・子育て支援特例公債 	<p>事業主拠出金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険特会からの繰入 ※育児休業給付に充てる雇用保険料 	<p>子ども・子育て支援勘定からの繰入</p> <p>※支援納付金</p>

積立金、
子ども・子育て支援資金

育児休業給付資金

3 子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

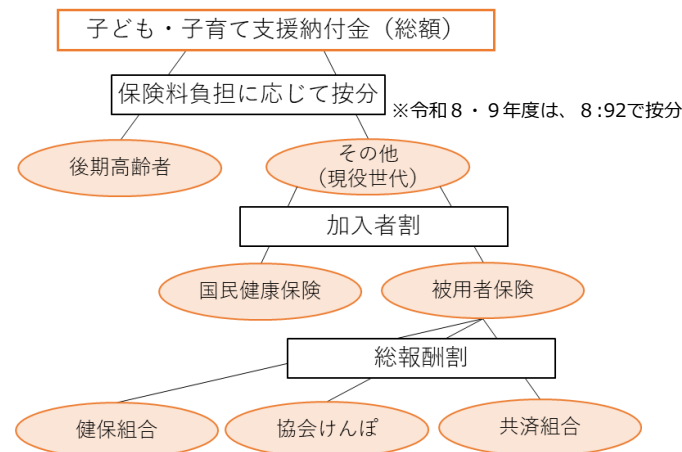
② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間には、右図のとおり按分）**。

③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。

④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。

⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。

- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
- ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
- ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

施行期日について（一覧）

施行期日	改正事項
公布日	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーに対する支援の強化
令和6年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の抜本的拡充 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応 子ども・子育て支援特例公債の発行
令和6年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の第3子以降加算額の引き上げ
令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設 こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け 産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業に位置付け） 経営情報の継続的な見える化の実現 子ども・子育て拠出金にかかる見直し 出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設 子ども・子育て支援特別会計の創設
令和8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> こども誰でも通園制度の給付化 子ども・子育て支援金制度の創設
令和8年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設

こども誰でも通園制度

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

1. 趣旨

- こども誰でも通園制度については、
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、
 - ・ 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしている。
- このため、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について、成育局長が学識経験者等に参集を求め、検討することとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

2. 主な検討項目

- (1) 令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点
- (2) その他

3. スケジュール

- 6月26日 検討会の立ち上げ
- 7月～12月 数回議論
- 12月 中間とりまとめ
- (3月頃 とりまとめ)

今後の主な検討事項

- **令和7年度の利用時間**（利用可能枠の在り方）について
- **人員配置、設備運営基準**（内閣府令）について
- **安定的な運営の確保**について
- こども誰でも通園制度を実施する上で**手引きになるようなものの作成**について（年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等）
- **総合支援システム**について（個人情報の取り扱いを含む）

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 115自治体 】 ※令和6年4月26日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	福島県 南会津町	41	千葉県 成田市	61	長野県 御代田町	81	兵庫県 加西市	101	高知県 南国市
2	北海道 函館市	22	茨城県 水戸市	42	東京都 港区	62	長野県 須坂市	82	兵庫県 養父市	102	福岡県 北九州市
3	北海道 旭川市	23	茨城県 笠間市	43	東京都 中野区	63	岐阜県 岐南町	83	兵庫県 南あわじ市	103	福岡県 福岡市
4	北海道 登別市	24	茨城県 筑西市	44	東京都 杉並区	64	静岡県 浜松市	84	奈良県 奈良市	104	佐賀県 佐賀市
5	北海道 美幌町	25	栃木県 宇都宮市	45	東京都 北区	65	静岡県 沼津市	85	和歌山県 海南市	105	佐賀県 唐津市
6	北海道 白老町	26	栃木県 足利市	46	東京都 多摩市	66	静岡県 富士市	86	和歌山県 紀美野町	106	佐賀県 有田町
7	北海道 浦河町	27	栃木県 栃木市	47	神奈川県 横浜市	67	愛知県 名古屋市	87	鳥取県 鳥取市	107	長崎県 松浦市
8	北海道 別海町	28	栃木県 日光市	48	神奈川県 川崎市	68	愛知県 大府市	88	岡山県 岡山市	108	長崎県 東彼杵町
9	青森県 青森市	29	栃木県 茂木町	49	神奈川県 相模原市	69	愛知県 美浜町	89	岡山県 笠岡市	109	熊本県 熊本市
10	青森県 八戸市	30	群馬県 前橋市	50	神奈川県 厚木市	70	三重県 松阪市	90	岡山県 高梁市	110	大分県 中津市
11	岩手県 盛岡市	31	群馬県 高崎市	51	新潟県 新潟市	71	滋賀県 米原市	91	岡山県 備前市	111	大分県 臼杵市
12	岩手県 一関市	32	群馬県 渋川市	52	新潟県 見附市	72	京都府 京都市	92	広島県 広島市	112	大分県 杵築市
13	宮城県 仙台市	33	埼玉県 さいたま市	53	新潟県 上越市	73	京都府 宇治市	93	広島県 呉市	113	大分県 姫島村
14	秋田県 湯沢市	34	埼玉県 行田市	54	新潟県 南魚沼市	74	大阪府 大阪市	94	広島県 尾道市	114	沖縄県 那覇市
15	山形県 山形市	35	埼玉県 鴻巣市	55	石川県 七尾市	75	大阪府 豊中市	95	広島県 福山市	115	沖縄県 浦添市
16	福島県 福島市	36	埼玉県 志木市	56	石川県 津幡町	76	大阪府 高槻市	96	山口県 防府市		
17	福島県 郡山市	37	千葉県 千葉市	57	福井県 福井市	77	大阪府 富田林市	97	徳島県 上勝町		
18	福島県 白河市	38	千葉県 市川市	58	山梨県 甲府市	78	大阪府 東大阪市	98	香川県 多度津町		
19	福島県 南相馬市	39	千葉県 松戸市	59	長野県 長野市	79	兵庫県 神戸市	99	愛媛県 今治市		
20	福島県 伊達市	40	千葉県 野田市	60	長野県 飯田市	80	兵庫県 姫路市	100	高知県 高知市		

※令和6年6月17日より、
新たに追加公募中
(令和6年8月16日締め切り)

今後のスケジュールイメージ

【令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて】

- ・ こども家庭庁において、令和6年秋頃を目途に、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）の制定を予定。

令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村においては、実施に先立って、当該基準に基づく条例改正の手続、市町村長による制度の実施事業所の認可手続が必要。

【令和8年度 法律に基づく給付制度の実施に向けて】

- ・ 令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施しない市町村においても、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和8年度までに内閣府令に基づく条例改正の手続、市町村長による制度の実施事業所の認可手続が必要。

こども家庭庁において、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和7年度中に所要の法令（内閣府令等）の制定を予定。当該法令においては、制度の認定申請の手続、特定乳児等通園支援事業に関する基準、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等が定められる予定。

全ての市町村において、令和8年度までに、特定乳児等通園支援事業に関する基準に基づく条例制定、市町村長による特定乳児等通園支援事業者の確認手続が必要。

一時預かり事業と試行的事業、 こども誰でも通園制度の関連について

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業	こども誰でも通園制度
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付） （令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）
実施自治体	1,269自治体で実施	115自治体（令和6年4月26日時点）	全ての自治体（1,741）で実施
事業の目的や内容	<p>①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</p> <p>②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>○こども誰でも通園制度の創設を見据え、試行的事業を実施する。</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>（参考）改正後の子ども・子育て支援法 第七条（略） 11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。 （支給要件） 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号八の政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。</p>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できる ※親子通園も可能とする	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	補助基準一人当たり「月10時間」を上限	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項） ※試行的事業の実施状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今後検討。なお、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）
人員配置	<p>①一般型</p> <p>○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。</p> <p>○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用型</p> <p>○「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	<p>①一般型</p> <p>○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。</p> <p>○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用型</p> <p>○「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討

保育士配置基準

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ 4歳以上児配置改善加算は30：1から25：1の職員配置を実現するための加算であり、職員配置を手厚くすることにより職員1人当たりで見るこどもの数を少なくする趣旨のもの。
チーム保育推進加算やチーム保育加配加算も同様の趣旨の加算であることや、チーム保育の加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

(注1)チーム保育推進加算（保育所に適用）

主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。

(注2)チーム保育加配加算（幼稚園・認定こども園に適用）

学級担任以外の教員を配置するなど小集団のグループ教育を実施する場合に、定員規模に応じて最大8人までの教員を加配する加算。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約9割）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年3月〇日内閣府、文部科学省令第〇号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第五条第三項の規定による基準（満四歳以上の園児及び満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

【認定こども園】

4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算の適用については、以下のA～Hの算式により算出された職員数を満たしているかにより適用する加算の組み合わせを定めることとする。

※認定こども園は教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに算出すること。

ただし、チーム保育加配加算を取得している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。（※チーム保育加配加算は、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算と併給する場合であっても、配置基準上保育教諭等数とは別に必要保育教諭等数を算出する。）

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算 | E：3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算 |
| B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算 | F：3歳児配置改善加算 |
| C：4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算 | G：満3歳児対応加配加算 |
| D：4歳以上児配置改善加算 | H：いずれも対象外 |

※A～Gのパターンの中で複数該当した場合（例：B・C・E等）に、施設においてどのパターンを選択するか疑義が生じた場合各年齢の加算単価を対象年齢児童に乗じた際最も支弁額が大きくなるパターンを申請することが考えられる。（表現は検討中）

<算式A>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式B>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式C>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式D>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式E>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式F>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式G>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式H>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1,2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$$

各国の保育士の配置基準（保育士1人で見られる子どもの人数）

	日本	米 (ニューヨーク州)	英国	フランス	ドイツ
乳児	3人	4人 (1歳半以降 は5人)	3人	歩けない子 5人 歩ける子 8人	6人
1歳	6人		4人		
2歳	6人				
3歳	(15人)	7人	13人	15人	13人
4歳	(25人)	8人			
5歳	(25人)	9人			

※2022年11/10東京新聞記載(日本以外の各国データは2009年当時の全国社会福祉協議会の報告書用い東京新聞が作成)の表を、日本の欄について、門崎が府令改正により修正したもの

放課後児童健全育成事業 常勤職員の配置改善

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度当初予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。



2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ① 国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ② 放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【交付要綱（案）】

1 放課後児童健全育成事業

①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合

※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位

4,313,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）
×29,000円

(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位

6,552,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数）
×26,000円

(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,552,000円

(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位

6,552,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）
×75,000円

(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位

4,601,000円

<以下、略>

生活困窮自立支援法の一部を改正する法律

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- ➔ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容**
- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- ➔ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容**
- 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容**
- 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容**
- 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

(※) 国土交通省で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出。（【住】とあるものはこの法案による。）

(参考) 住まい支援に係る取組事例

住まいの総合相談

【神奈川県座間市】

- 生活困窮の相談窓口において「断らない相談」を行う中で、住まいに困る住民からの相談も受ける。物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介。

【福岡県大牟田市】

- 居住支援協議会において、入居前の相談や住宅確保支援、入居後の生活支援等の連携体制について協議し、メンバー（各専門職）が互いに補完し合いながら総合的な支援体制を整備。相談窓口では住宅相談に限らず、生活に関わる内容を包括的に受け止め、内容に応じて、NPO法人、市の住宅・福祉部局、「地域包括」や「重層」の推進員等の福祉・医療関係者、不動産関係者などが連携して対応。

サポートを行う住宅の供給

【愛知県名古屋市】

- 市営住宅を活用（目的外使用）して、世帯向けの住戸を改修し、高齢単身者のシェアハウスとして活用。NPO法人（居住支援法人）が市から使用許可を受け、入居者と契約。見守り等のサービスを提供。

【東京都町田市】

- 住宅確保要配慮者からの相談に対し、社会福祉法人（居住支援法人）が希望に沿った物件探しや大家との交渉を行ったうえで、1部屋ごとに借り上げて転貸するサブリース事業を実施。入居中はIoT機器による見守り等の生活支援サービスを提供。

【福岡県北九州市】

- NPO法人（居住支援法人）が、空室が増えた物件の一部住戸を一括サブリースし、生活支援付き家賃債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

3. 支援関係機関の連携強化 (4) 医療扶助等の適正実施等

現状と課題

- 市町村（福祉事務所）は、国において集計している医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータを活用し、頻回受診対策や多剤投薬対策等、医療扶助の適正化を推進する必要がある。

目指す姿

都道府県

- 健康・医療等情報について、管内福祉事務所別、他制度（国保等）の比較などデータ分析により、各地域の現状と課題を把握
- データ分析結果を基に、優先的に取り組むべき課題を踏まえた目標を設定して市町村へ共有。市町村への個別支援も実施



市町村 (福祉事務所)

- 都道府県のデータ分析結果を踏まえて、事業を実施

医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータ（イメージ）

医療扶助費の地域差
分析（都道府県別）

頻回受診
指導対象者数

重複・多剤投薬
指導対象者数

生活習慣病3疾患
の有病状況等

健診受診率

...

医療扶助の適正実施

- ✓ 重複・多剤投薬の適正化
- ✓ 頻回受診の適正化 等

生活保護受給者の健康管理に対する支援

- ✓ 健診による疾病リスクの早期発見
- ✓ 生活習慣病対策の取組の推進 等

改正内容

- 都道府県が広域的な観点から市町村に対し、取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による
児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案

法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に從事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
 - ア 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
 - イ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
 - ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日